

常滑駅周辺地区計画の手引き

常 滑 市

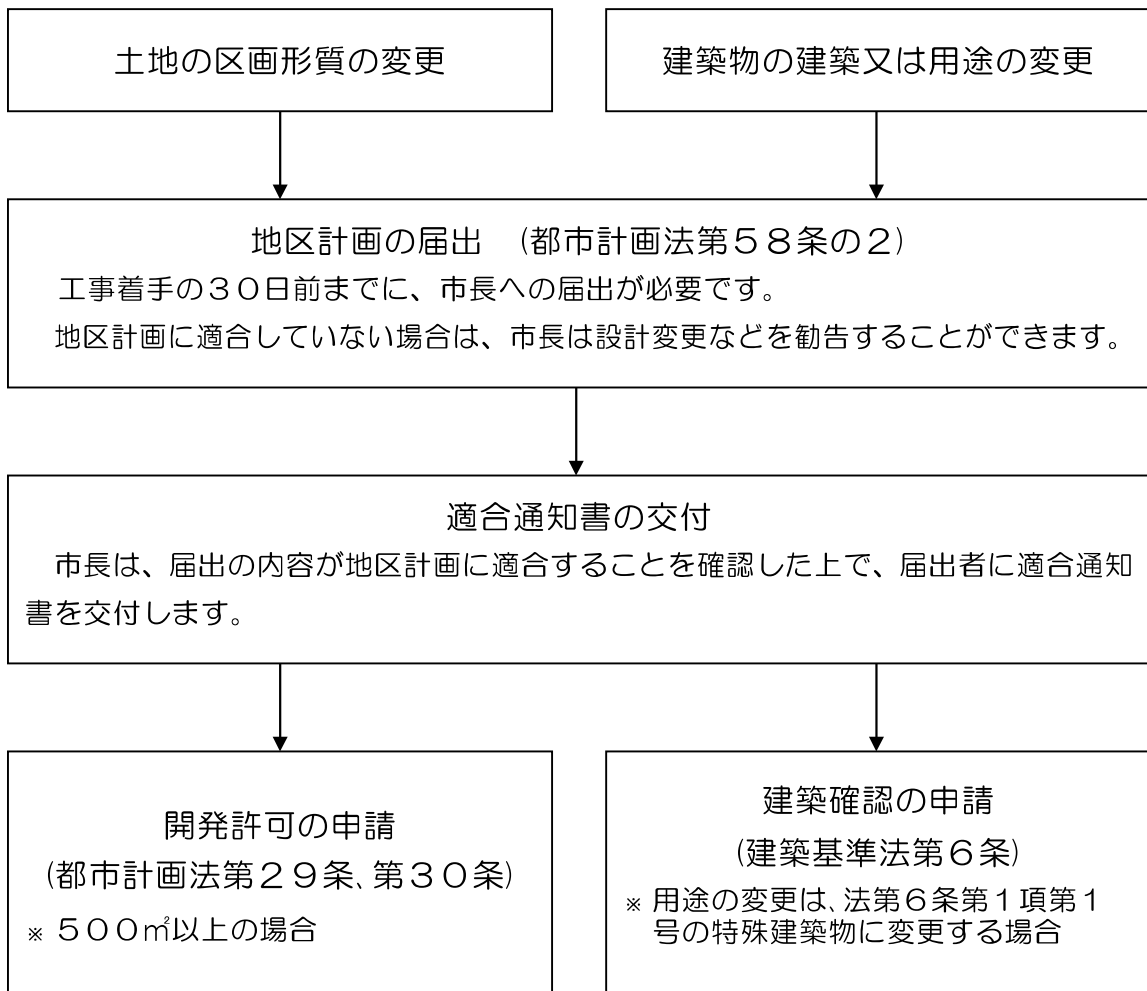
平成 29 年 7 月 1 日

1. 地区計画の概要

地区計画は、都市計画法（第12条の5）の規定に基づき、地区レベルの小さな単位で、その特性に応じてルールを定め、良好な都市環境の形成を図るものです。

常滑駅周辺地区は常滑市の玄関口であり、常滑駅周辺土地区画整理事業の進捗に伴い、きめ細かな建築物の規制・誘導を図り本地区にふさわしい土地利用を促進するため、地区計画を定めています。

≪ 地区計画と関連する制度の運用 ≫



2. 常滑駅周辺地区計画

知多都市計画地区計画の決定（常滑市決定）

都市計画常滑駅周辺地区計画を次のように変更する。（平成 29 年 7 月 1 日常滑市公告 第 29 号）

名	称	常滑駅周辺地区計画				
位	置	常滑市鯉江本町二丁目、三丁目、五丁目及び六丁目の各一部並びに北条三丁目の一部				
面	積	約 5.4 ヘクタール				
区及 域の 整備 ・ 開 発 方 針	地区計画の 目標	常滑駅周辺地区は、都市拠点機能の向上を目指して常滑駅周辺土地地区画整理事業を実施中であり、地区計画により常滑市の中心市街地としてふさわしい賑わいと活力のある安全で快適なまちの形成を目標とする。				
	土地利用の 方針	健全で合理的な土地利用を促進し、駅周辺地区にふさわしい商業・業務機能を適切に立地誘導する。				
	建築物等の 整備方針	常滑市の中心市街地にふさわしい都市機能の集積を図るために、建築物等の用途を制限するとともに、建築物の敷地面積の最低限度を定める。				
地区 整備 計画	地区 の 区分	地名 の 区 称	A 地 区	B 地 区		
		地 面 積	約 0.6 ヘクタール	約 3.2 ヘクタール		
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	区 画 区 分	次	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 畜舎 2. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3. ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 130 条の 7 の 3 に定めるもの 4. ダンスホール 5. 個室付浴場に係る公衆浴場その他これに類するもので令第 130 条の 9 の 3 に定めるもの(※) 6. 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) 7. 倉庫業を営む倉庫	次	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 畜舎 2. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3. ナイトクラブその他これに類する令第 130 条の 7 の 3 に定めるもの 4. ダンスホール 5. 個室付浴場に係る公衆浴場その他これに類するもので令第 130 条の 9 の 3 に定めるもの(※)
			敷地面積の 最低限度	65 平方メートル	65 平方メートル	

(※) 建築基準法施行令の改正（平成 30 年 4 月 1 日）により、現行は令第 130 条の 9 の 5 に規定されています。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の称	C 地区	D 地区
		地区の区分	地区の積	約 0.6 ヘクタール	約 1.0 ヘクタール
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第 130 条の 5 の 3 で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの 2. 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの 3. ホテル又は旅館(準工業地域内に建築するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以下であるものを除く。) 4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの 5. カラオケボックスその他これに類するもの 6. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所、場内車券売場及び勝舟投票券発売所その他これらに類するもの 7. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第 130 条の 7 の 3 に定めるもの 8. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 9. 自動車教習所でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの 10. 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)で床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の部分にあるもの 11. 倉庫業を営む倉庫 12. 畜舎 13. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの(陶芸に関連するものを除く。) 14. 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)別表第 2(と)項第 3 号に定めるもの(陶芸に関連するものを除く。) 15. 危険物(令第 130 条の 9 の表に掲げる危険物をいう。)の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの 16. 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第 130 条の 9 で定めるもの(同条中準住居地域内に適用されるものに限る。) 	次に掲げる建築物は建築してはならない。 畜舎	
建築物の敷地面積の最低限度	100 平方メートル	100 平方メートル			

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

